

運輸安全委員会 入札監視委員会 令和4年度 定例会議 審議概要

開催日及び場所	書面開催	
委員	委員長	渡辺 務 (弁護士)
	委員	牛嶋 仁 (中央大学法学部教授)
	委員	重田 麻紀子 (青山学院大学大学院 会計プロフェッション研究科教授)
審議対象期間	令和3年3月1日～令和4年3月31日	
審議案件	4件	
一般競争入札	3件	1. 事故調査用CTスキャン装置一式の購入
		2. 大型図面複合機9台の賃貸借及び保守
		4. 運輸安全委員会ウェブサイトの報告書検索機能拡張等作業の請負
企画競争	1件	3. 社会状況変化に伴う効果的な情報提供・発信に必要な調査等業務の請負
委員からの意見・質問、それらに対する回答等	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

番号	質問	回答
	《1. 事故調査用CTスキャン装置一式の購入》	
1	入札者が1社だけだったが、購入目的(事故調査)との関係で、入札の有無、金額だけを基準に購入物件を決めて大丈夫なのか。	無人航空機の事故調査の開始に際し、別契約にて調査した結果に基づき、仕様書において調査に求められるCTスキャン装置の最低要件(要求技術仕様)を定めております。また、仕様書の要件を満たしている装置であれば、事故調査での使用では問題ないものと考えております。
2	本件に限りませんが、本体は安価だが保守料との合計が高額という事例にならないでしょうか。保守料は別途ですが、本体購入価格と保守料の合計価格の管理は、制度としてどのようになっているのでしょうか。(※42頁見積書についてのみ保守料が記載されていたため。)また、見積書に明細がある場合とない場合(41頁)があるようですが、見積書の依頼について、この点に関するガイダンスは、ありますでしょうか。	本件のような単年度の購入契約の場合ですと、契約の内容としては①本体(及び付属品)の購入②設置運搬のみであり、保守作業は契約内容に含んでおりません。また、42頁の見積書には保守料金の記載がございますが、これに関しては業者の方で参考情報として記載したものであり、積算担当者からの依頼事項ではございません。なお、40頁～42頁の見積書は、あくまで積算のための市場価格調査(※設置運搬費込みの一式で一番安価なものを採用)という位置づけであり、参考見積依頼の際も明細の提出は義務付けておりません。
3	本件装置設置後の保守契約の内容(相手方、保守料金、期間など)について、お知らせください。本件のような装置であれば、保守は、設置業者が行うことが一般的でしょうか。本件に限りませんが、本体設備価格と設備更新時期までの保守料(会計年度を越えた複数年)の合計金額の妥当性確保という視点は、入札制度においてどのように位置づけられているのでしょうか。	本件装置設置後の保守については、製造者(設置業者)以外にも請け負うことができる業者が存在するものと思われます。よって、本装置の定期保守契約(漏洩放射線測定、消耗品交換など)については、来年度以降、一般競争入札にて実施する予定です。また、購入契約の場合、仕様を満たす物品を、より安価で購入することを目的としており、入札制度上、保守契約については別途締結する必要があり、前述のとおり来年度以降、一般競争入札にて実施する予定です。
4	本機器は年平均でどの程度使用するものと想定されているのでしょうか。	30～40回/年を想定しております。
5	本機器の耐久年数はどの程度でしょうか。	使用頻度、事故調査の用途を考慮すると15年～20年使用可能です。
6	これまでの無人航空機の事故等の調査実績はありますでしょうか。また、いわゆるレベル4に際してCTスキャン装置を新たに要することになったようですが、その理由について教えてください。	これまで無人航空機の事故等については当委員会の調査対象ではなかったため調査実績はございませんが、先般、法改正が行われたことにより、本年12月から無人航空機の事故調査を開始することになりました。調査においては、無人航空機に内蔵されているICチップに記録されたGPSの受信状況、自機の位置情報、速度、バッテリーの状態など情報を確実に取り出す必要がありますが、無人航空機は墜落等による耐衝撃性に弱いため、非破壊検査によりICチップの損傷状況を確認してから情報を取り出す必要があるため、CTスキャン装置を導入するものです。
	《2. 大型図面複合機9台の賃貸借及び保守》	
7	貴委員会の業務からすると本来的に必要なもの(事由)のように思われるが、何故、今に至ってなのか。これまで、どのようにしていたのか。(代わるものがあったのか。)	大型図面複合機については、運輸安全委員会が発足した平成20年からリース契約を行っておりますが、今回の入札(令和3年度から令和7年度までの5カ年の国庫債務負担行為による契約)は、令和2年度まで使用していた機器の契約業者から、消耗品が調達できない等の保守上の理由でこれ以上契約の更新ができないと言われたことから行ったものです。

番号	質問	回答
8	(大型図面複合機の賃貸借及び保守は、他部局・他省庁でも入札事例はがあると推測しますので)他部局等との比較情報があれば、当委員会入札価格の位置づけがわかりやすいと考えています。たとえば、国交省本省との情報交換などは、なされているのでしょうか。それとも、大型図面複合機の入札事例は他省庁においても少ないか、このような比較は、会計検査院の職務ということになりますでしょうか。	大型図面複合機の賃貸借及び保守契約については、通常の複合機と異なり、海図といった大型サイズのコピー用の複合機であり、他省庁を含めても取り扱い件数は少ないと認識しておりますが、特段他省庁や他部局との情報交換等は行っておりません。
9	調査基準価格の意味についてお知らせください。	予定価格が1000万を超える契約においては、予算決算及び会計令第85条により、契約の確実な履行を確保すべく、また、不当な応札を排除することを目的として、調査基準価格を設けなければならないとされております。国交省においては「1000万以上の製造その他の請負契約」の調査基準は、その者の申込みに係る価格が、契約ごとに予定価格に十分の六を乗じて得た額に満たない場合とされております。なお、調査基準価格を下回る入札があった場合は、その者により当該金額で当該契約を確実に履行できるか否かを調査したうえで、履行可能であれば落札、履行不能であれば、予定価格の範囲内に達する入札をした他のものを落札者とすることができます。
10	入札者は搬入設置調整料金を提案していませんが、別途発生したのでしょうか。	42頁～43頁の見積書はあくまで積算のための市場価格調査(※設置運搬費込みの一式で一番安価なものを採用)という位置付けです。搬入設置調整料は保守料金に含まれます。なお、45頁～46頁の入札書提出の際にも内訳の提出を求めておらず、作業一式の総価で最低価格を提示した者を落札者としております。
	《3. 社会状況変化に伴う効果的な情報提供・発信に必要な調査等業務の請負》	
11	本件請負契約書につき、履行期間を約定の時期と期間とした理由は、何なのか。	本業務の履行期間(令和3年8月23日から令和4年3月25日)については、調査対象とする事業者等の選定・調整、ヒアリングの実施、ヒアリング結果の取りまとめ、調査結果に基づく提案内容の検討といった多くの作業に時間を要するため、年度末まで時間が必要と判断しました。また、完了検査が不合格となった場合において、修補する期間を年度内に確保するため、3月25日を履行期限としております。
12	修補期間を考慮し、3月25日までとしたということですが、ウィークデイとして月末までに4日間しかありませんが、修補期間として大丈夫(十分)でしょうか。(老婆心ながら…)	3月25日までに提出をもとめる成果物は報告書だけであり、また、報告書の内容に関しても仕様書5(2)*に基づき、事前に監督職員と十分に協議したうえで作成されることを踏まえると、3月25日の工期設定で問題ないと考えております。 *仕様書5 (2)報告書の取りまとめ行程、具体的構成、内容等の詳細は監督職員と協議して決定する。実施した調査の生データ等は、全てを分類・整理して添付すること。
13	13頁「概算予算上限額(8百万円)」の算定根拠について教えてください。	概算予算上限額を定めるにあたっては、参考見積書を徴取しています。

番号	質問	回答
14	<p>概算予算上限額を定めるにあたり、参考見積書を徴取しているとのことですが、徴取した参考見積書に基づき、43頁以下の積算額調書が作成されたと理解してよろしいでしょうか。そうである場合、実施可能な業者が作成した業者名入りの参考見積書は公開されないのでしょうか。</p> <p>また、積算額調書の日付(令和3年8月12日)が、13頁以下の企画競争説明書の日付(同年7月2日)より後になっているのはなぜでしょうか。</p>	<p>企画競争による随意契約では、下記③の企画提案書の特定により仕様が決定され、④により提案者と随意契約手続きを行います。積算額調書は、このとき決定した仕様に基づき新たに徴取した参考見積書に基づいて作成しています。</p> <p>(企画競争における事務の流れ)</p> <p>①7/2企画公示(7/2～7/30)</p> <p>②8/2企画提案書提出期限</p> <p>③8/6提案書の特定(企画競争委員会)</p> <p>④8/16契約措置請求及び入札執行等決議 (※積算額調書(8/12)を添付)</p> <p>⑤8/20見積徴取及び契約締結</p> <p>積算額調書の日付(令和3年8月12日)が企画競争説明書の日付(令和3年7月2日)より後になっているのは上記事務の流れのとおりです。</p> <p>なお、契約手続きの種類にかかわらず、現状では参考見積書は公開しておりません。</p>
	<p>≪4. 運輸安全委員会ウェブサイトの報告書検索機能拡張等作業の請負≫</p>	
15	<p>請負作業自体を拝見すると特殊な作業内容とは言えないにもかかわらず、応札が1者だった理由として考えられるところを教えてください。</p>	<p>本件については、入札説明書配布期間内に8者に対して資料配布を行いました。結果的に入札に参加したのは1者のみとなりました。1者応札の結果を受けて、説明書を配布しましたが入札に参加しなかった事業者7者に対して、当委員会において事後アンケートを行ったところ、2者から回答がございました。</p> <p>回答内容としては、仕様内容が合わなかったことと回答したものが1者、入札参加資格(ISO/IEC27001認証またはJISQ27001)を満たしていなかったためと回答した者が1者でございました。</p> <p>なお、本請負作業については、情報セキュリティ対策や品質管理能力が求められるものですので、公的認証を保有していない者に参加制限をかけることはやむを得ないと思慮します。</p>
	<p>≪その他≫</p>	
16	<p>貴委員会の業務が特殊な範疇に入るものであり(ただ、対象物件に関しては、多々一般的なものがある。)、かつまた、多ければ良いというものでもありませんが、今回に限らず「入札者」の少ないことが若干気になっています。</p> <p>私共も知恵を絞る必要があるかもしれませんが、委員会の方でもご検討等頂ければと思います。</p>	<p>1者応札の改善策としては、従来から実施している入札参加資格の等級拡大、公告期間の十分な確保、参加要件の緩和に加え、令和3年度からは新たに入札説明書を受け取ったが入札に参加しなかった事業者に対して事後アンケートを実施しております。</p> <p>現状においてはすべての事業者から回答が頂けておらず、1者応札解消に向けての検証も難しいところですが、今後もより多くの者が入札に参加できるよう引き続きアンケート等を行っていく予定です。</p>